

○芽室町健康プラザ設置及び管理条例施行規則

平成8年12月18日教委規則第5号

改正

平成8年12月30日教育委員会規則第8号

平成10年2月26日教育委員会規則第6号

平成11年2月23日教育委員会規則第2号

平成15年12月26日教育委員会規則第19号

平成16年3月25日教育委員会規則第8号

平成17年10月20日教育委員会規則第6号

平成30年3月30日教育委員会規則第1号

令和3年2月25日教育委員会規則第2号

芽室町健康プラザ設置及び管理条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、芽室町健康プラザ設置及び管理条例（平成8年3月28日条例第22号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用の申請)

第2条 条例第7条第1項の規定により芽室町健康プラザ（以下「健康プラザ」という。）の使用許可を受けようとする者は、その使用する日3箇月前から前日までに健康プラザ使用許可申請書（第1号様式）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 個人使用については、前項の規定にかかわらず、使用の当日健康プラザ管理事務所備え付けの使用者名簿（第2号様式）に記帳し、許可を受けなければならない。

(使用の許可)

第3条 指定管理者は、前条第1項の規定により使用を許可したときは、健康プラザ使用許可書（第3号様式）を申請者に交付するものとする。

2 健康プラザの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用にあたっては使用許可書を提示しなければならない。

(許可条件の変更並びに取消し)

第4条 使用者は、当該許可に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者に申請し許可を受けなければならない。

2 使用者は、使用の取消しをしようとするときは、健康プラザ使用取消し願（第4

号様式)に使用許可書を添え指定管理者に提出しなければならない。

(不許可の通知)

第5条 条例第8条の規定により使用の許可をしないときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(使用料の納入)

第6条 使用料は、条例第9条第2項の規定により使用許可書の交付を受けるときに使用料を納入しなければならない。

2 個人使用料当日券(第5号様式)、6か月券(第6号様式)により使用するものとする。

(使用料の減免)

第7条 条例第10条の規定により使用料を減免することができる場合の基準は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 町内の中学生以下が使用するときは、個人使用料及び団体使用料を免除するものとする。

(2) 町外の中学生以下が使用するときは、個人使用料は免除し、団体使用料はその使用料の5割を減額するものとする。ただし、教育目的(幼稚園、保育所を含む。)で使用するときは、その使用料を免除するものとする。

(3) 高校生が使用するときは、個人使用料及び団体使用料はその使用料の5割を減額するものとする。ただし、教育目的で使用するときは、その使用料を免除するものとする。

(4) 大人との混成団体でその半数以上が町内の中学生以下の場合の団体使用料は、その使用料の5割を減額するものとする。

(5) 障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)に規定する者で、身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者福祉手帳を所持する者)が使用するときは、その使用料を免除するものとする。

(6) ゲートボール競技で使用するときは、その使用料を免除するものとする。

(7) 前各号に定めるもののほか、教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要と認めるときは、その使用料を減免するものとする。

(使用料の還付)

第8条 条例第11条ただし書の規定により還付する使用料の割合は、次のとおりとする。

(1) 使用者の責に帰すことのできない理由により使用不能になったとき 全額

- (2) 条例第14条第3号の規定により使用許可を取消したとき 全額
 - (3) 使用日の前日までに使用の変更又は取り消しを申し出て委員会が相当の理由があると認めたとき 5割
- 2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、健康プラザ使用料還付申請書（第7号様式）を、委員会に提出しなければならない。
- (特別設備の承認)

第9条 条例第13条に規定する特別の施設、設備を設け、又は特別物件を搬入しようとする者は、健康プラザ特別設備等設置承認申請書（第8号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の申請を承認したときは、健康プラザ特別設備等設置承認書（第9号様式）を申請者に交付するものとする。

(プログラム等の提出)

第10条 スポーツ競技大会その他催物のために使用許可を受けた者は、事前にプログラム等を指定管理者に提出しなければならない。

(使用者、入館者の遵守事項)

第11条 使用者は、指定管理者の指示に従い、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用許可を受けた設備以外は使用しないこと。
- (2) 許可なく健康プラザ内外（敷地内も含む。）で物品の販売、金品の募金寄付等の行為をしないこと。
- (3) 許可なく広告宣伝物等の提示若しくは配布又は看板、立札等の設置を行わないこと。
- (4) 使用後は、使用した物件は所定の場所に戻し、必ず指定管理者の点検を受けること。
- (5) 所定の場所以外で飲食しないこと。
- (6) 健康プラザ内外を汚損し、又は施設設備を損傷しないこと。
- (7) 騒音を発し、暴力行為をするなど、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (8) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (9) 資料展示室の展示物にみだりに手を触れないこと。
- (10) 所定の場所以外に車を乗り入れ、又は駐車しないこと。
- (11) その他指定管理者の指示に従うこと。

(損害賠償の免責)

第12条 使用者が条例第14条の規定により健康プラザの使用等の許可を取り消され、又は使用等を制限されたため損害を受けることがあっても、町及び指定管理者はその損害を賠償する責任を負わない。

(損害賠償)

第13条 条例第16条に規定する賠償の額は、次のとおりとする。

- (1) き損 修繕に要する経費。
- (2) 減失 残存価格に見合う額。

(利用券の有効期間)

第14条 条例第9条に規定する別表の使用料の利用券の有効期間は次のとおりとする。

- (1) 当日券 発行した日
- (2) 6か月券 発行日から6か月経過する日まで

(委員会による管理)

第15条 第2条から第4条及び第8条から第11条の規定は、指定管理者に代わって、委員会が健康プラザの管理を行う必要が生じた場合に準用する。この場合において、第2条から第4条、第9条及び第10条中「指定管理者」とあるのは「委員会」と、第11条中「指定管理者」とあるのは「係員」と、第12条中「町及び指定管理者」とあるのは「町」と読み替えるものとする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成8年6月1日から適用する。

附 則（平成8年教委規則第8号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年教委規則第6号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年教委規則第2号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成15年教委規則第19号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年教委規則第8号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年教委規則第6号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日教委規則第1号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月25日教委規則第2号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）
許可番号 第 号

健康プラザ使用許可申請書

年 月 日

様

団体名 _____
申請者 住 所 _____
氏 名 _____

下記のとおり健康プラザの使用を申請します。

使 用 目 的						入場料 有・無
使 用 日 時	自 年 月 日 (曜日)	時 から	時 ま で	至 年 月 日 (曜日)	時 から	時 ま で
使 用 内 容	1 アマチュアスポーツ 2 その他の催物 (1) 営利を目的とする (2) 営利を目的としない					
使 用 施 設	1 アリーナ(全面、2/3面、1/2面、1/3面) 2 研修室					
特 別 施 設	1 有 2 無	使 用 予 定 人 員	合 計 人	{ 選 手 人 関 係 者 人		
使 用 備 品						
使 用 責 業 者	住 所 氏 名	電 話				
※ 使 用 料	※使用料減免 有・無 使用料積算内訳 使用料合計額 円					
適 用	1 芽室町健康プラザ設置及び管理条例、同施行規則及び指定管理者の指示事項を厳守のこと。 2 使用後の整理整頓は、使用者が責任をもって行うこと。					

※印は記入しないで下さい。

第2号様式（第2条関係）

健 康 プ ラ ザ 使 用 者 名 簿

月	日	氏 名	年齢	区 分	居住地	使 用 時 間	使 用 内 容
			歳 小・中・高校生 一般(60歳以上)	・町 内 ・町 外	自 至 時 時	分 分	ゲートボール パークゴルフ アーチェリー サッカー テニス ソフトボール 野球 その他()
			歳 小・中・高校生 一般(60歳以上)	・町 内 ・町 外	自 至 時 時	分 分	ゲートボール パークゴルフ アーチェリー サッカー テニス ソフトボール 野球 その他()
			歳 小・中・高校生 一般(60歳以上)	・町 内 ・町 外	自 至 時 時	分 分	ゲートボール パークゴルフ アーチェリー サッカー テニス ソフトボール 野球 その他()
			歳 小・中・高校生 一般(60歳以上)	・町 内 ・町 外	自 至 時 時	分 分	ゲートボール パークゴルフ アーチェリー サッカー テニス ソフトボール 野球 その他()
			歳 小・中・高校生 一般(60歳以上)	・町 内 ・町 外	自 至 時 時	分 分	ゲートボール パークゴルフ アーチェリー サッカー テニス ソフトボール 野球 その他()
			歳 小・中・高校生 一般(60歳以上)	・町 内 ・町 外	自 至 時 時	分 分	ゲートボール パークゴルフ アーチェリー サッカー テニス ソフトボール 野球 その他()
			歳 小・中・高校生 一般(60歳以上)	・町 内 ・町 外	自 至 時 時	分 分	ゲートボール パークゴルフ アーチェリー サッカー テニス ソフトボール 野球 その他()
			歳 小・中・高校生 一般(60歳以上)	・町 内 ・町 外	自 至 時 時	分 分	ゲートボール パークゴルフ アーチェリー サッカー テニス ソフトボール 野球 その他()
			歳 小・中・高校生 一般(60歳以上)	・町 内 ・町 外	自 至 時 時	分 分	ゲートボール パークゴルフ アーチェリー サッカー テニス ソフトボール 野球 その他()
			歳 小・中・高校生 一般(60歳以上)	・町 内 ・町 外	自 至 時 時	分 分	ゲートボール パークゴルフ アーチェリー サッカー テニス ソフトボール 野球 その他()

※ 区分、居住地、使用内容は該当するものに○をつけてください。

健康プラザ団体使用者名簿

1 使用団体名			
2 使用責任者			
3 使用日時	月 時 分	～	時 分 まで
4 競技種目			
5 使用面積	全 面	2/3面	1/3面
6 使用人数	一 般	名	
	高 校 生	名	
	小・中学生	名	
	合 計	名	

第3号様式（第3条関係）
許可番号 第 号

健 康 プ ラ ザ 使 用 許 可 書

年 月 日

様

印

平成 年 月 日付けで申請のあった健康プラザの使用について、次のとおり許可します。

使 用 目 的							入場料 有・無
	使 用 日 時	自 年 月 日(曜日)	時 から	時 ま で	至 年 月 日(曜日)	時 から	
使 用 内 容	1 アマチュアスポーツ 2 その他の催物						(1) 営利を目的とする (2) 営利を目的としない
使 用 施 設	1 アリーナ(全面、2/3面、1/2面、1/3面) 2 研修室						
特 別 施 設	1 有 2 無	使 用 予 定 人 員	合 計 人	{ 選 手 関 係 者			人 人
使 用 備 品							
使 用 責 任 者	住 所 氏 名	電 話					
使 用 料	使用料減免 有・無 使用料積算内訳						
	使 用 料 合 計 額					円	
適 用	1 芽室町健康プラザ設置及び管理条例、同施行規則及び指定管理者の指示事項を厳守のこと。 2 使用後の整理整頓は、使用者が責任をもって行うこと。						

※健康プラザ使用の際は本書を提示して下さい。

第4号様式（第4条関係）

健康プラザ使用取消願

年　月　日

様

団体名 _____

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

年　月　日付許可番号第　　号をもって健康プラザの使用許可をいただきましたが、次の理由により取り消しますのでお取り計らいくださるようお願ひいたします。

記

取 消 の 理 由			
※ 使用料納入状況	※還 付 額	還 付 該 当 条 項	
会場使用料　　円		規則第　　条	
暖 房 料　　円			
計　　円	円		

※印は記入しないでください。

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

No.

健康プラザ入場券

100円

芽室町健康プラザ

第6号様式（第6条関係）

表

健康プラザ6か月券 No._____

使用承認書兼領収書 ￥2,500-

有効期限

年 月 日

まで有効

顔写真

2.5×3.0

住 所 _____

氏 名 _____

発行者

受領印

裏

注意事項

1. 入館の際は、必ずこの使用券を受付にお見せください。
2. この使用券は、記名の本人に限り使用することができます。
3. 係員の指示事項を厳守して下さい。
4. 使用後の整理整頓はすべて使用者が行なってください。
5. 使用規則等に違反した場合は、この使用券を回収いたします。
6. 領収印の無いものは無効です。
7. 紛失・破損の場合は健康プラザへお届けください。
8. この券は、払い戻し、又は通貨との交換はいたしません。
9. この券は、芽室町健康プラザでのみ使用することができます。

第7号様式（第8条関係）

教育長	課長	館長	係長	主査	係	合議

健康プラザ特別設備等設置承認書

平成 年 月 日

様

芽室町教育委員会

平成 年 月 日付けで申請のあった健康プラザ使用に係る特別設備等の設置について、次のとおり承認します。

記

行事名	
使用許可年 月日・番号	平成 年 月 日 許可番号 第 号
設備の概要	
特別条件	